

第 220 号（令和 8 年 1 月 23 日発行）	発行日 5 日、 15 日、 25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

## 目 次

頁

## [告示]

△ 指定納付受託者の指定【こども青少年局保育・教育支援課】	3
△ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	4
△ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	7
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	8
△ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	9
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の休止【健康福祉局生活支援課】	10
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	11
△ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】	13
△ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定廃止の取消し【健康福祉局生活支援課】	14
△ 保存すべき樹木の指定【みどり環境局環境活動事業課】	15
△ 公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】	16
△ 終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】	17
△ 情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正【建築局建築指導課】	18
△ 市道路線の認定【道路局路政課】	19
△ 市道路線の廃止【道路局路政課】	20
△ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】	22
△ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	23
△ 県道区域の変更【道路局路政課】	24
△ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】	25
△ 市道区域の変更【道路局路政課】	32
△ 横浜市埋立事業公金収納取扱金融機関の指定の一部改正【港湾局経理課】	33
△ 令和7年度港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定【港湾局港湾管財課】	34

## [公告]

△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	36
△ 同 【経済局商業振興課】	38
△ 同 【経済局商業振興課】	40
△ 同 【経済局商業振興課】	42
△ 同 【経済局商業振興課】	43
△ 横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定【健康福祉局生活支援課】	45
△ 横浜市寿生活館の指定管理者の指定【健康福祉局生活支援課】	46

△ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	47
△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	48
△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	49
△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局 建築企画課】	50
△ 同 【建築局 建築企画課】	51
△ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し【建築局市街地 建築課】	52
△ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地内における同一敷地内建 築物以外の建築物の認定【建築局市街地建築課】	53
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	54
△ 同 【建築局調整区域課】	55
△ 同 【建築局調整区域課】	56
△ 同 【建築局調整区域課】	57
△ 同 【建築局調整区域課】	58
△ 同 【建築局調整区域課】	59
△ 同 【建築局調整区域課】	60
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	61
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	62
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	63
△ 横浜港港湾計画の変更の概要【港湾局政策調整課】	64
[達]	
△ 横浜市中央卸売市場食品衛生検査所規程及び横浜市食肉衛生検査所処務規程の一 部改正【医療局食品衛生課】	65
[区公告]	
△ 横浜市港南公会堂の指定管理者の指定【港南区地域振興課】	66
△ 横浜市都岡小コミュニティハウスの指定管理者の指定【旭区地域振興課】	67
△ 土地収用法に基づく裁決申請書及び明渡裁決申立書等の縦覧【中区区政推進課】	68

---

告示

---

横浜市告示第5号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 指定納付受託者の名称

BABY JOB 株式会社

2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地

大阪府大阪市淀川区西中島6丁目7番8号

3 指定納付受託者を指定した日

令和7年12月15日

4 指定納付受託者に納付させる歳入

キャッシュレス決済による横浜市市立保育所一時保育事業及び横浜市市立保育所乳児等通園支援事業に係る利用料および食事代

5 指定納付受託者に納付させる期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

## 横浜市告示第6号

## 生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

## 1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和7年10月31日	橋本消化器内科クリニック	港南区上大岡東二丁目7番17号
令和7年11月1日	小笛医院	中区末吉町3丁目51番地
同	綱島駅前歯科医院	港北区綱島西一丁目6番16号
同	ほりぐち歯科医院	青葉区青葉台一丁目7番地の1
同	緑園こどもクリニック	泉区緑園二丁目1番地の6
令和7年11月2日	アブリ薬局中川店	都筑区中川一丁目20番18号
令和7年12月1日	きらり薬局神大寺店	神奈川区神大寺二丁目36番3号
同	ソレイユ歯科	港南区上大岡東二丁目42番21号
同	らびすた新杉田歯科クリニック	磯子区杉田一丁目1番1号
同	新綱島北口耳鼻咽喉科	港北区綱島東二丁目13番25号
同	そうごう薬局トレッサ横浜2号店	港北区師岡町700番地
同	まる在宅クリニック	緑区小山町660番地の46

同	C H R O N O S M E D I C A L	都筑区北山田一丁目 9番3号
同	センター北消化器・ 内視鏡 Jクリニック	都筑区中川中央一丁 目1番5号
同	戸塚むらしげ歯科	戸塚区上矢部町 1,67 5番地の1
同	クリエイト薬局ハー モス深谷店	戸塚区深谷町 1,055 番地の1
令和8年1月1日	松川歯科医院	鶴見区東寺尾二丁目 5番15号

## 2 訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和7年 10月1日	株式会社ア シスト	東京都台東 区東上野2 丁目12番9 号	訪問看護ステ ーションはな 横浜鶴見	鶴見区鶴見中 央三丁目1番 6号
令和7年 11月1日	株式会社シ ーズ・テク ノロジーズ	東京都渋谷 区広尾1丁 目1番39号	L i p s 訪問 看護ステーシ ョン保土ヶ谷	保土ヶ谷区坂 本町106番地 の1
同	株式会社は まりハ	青葉区藤が 丘二丁目1 番地の7	はまりハ訪問 看護リハビリ ステーション 港北	港北区日吉本 町五丁目67番 6号
同	株式会社ケ アギバー・ ジャパン	東京都港区 芝大門2丁 目3番11号	マザース横浜 荏田	都筑区荏田南 四丁目2番8 号
同	株式会社懐 古堂	栄区長沼町 547番地の 42	訪問看護と相 談支援縁側	戸塚区矢部町 1,827番地の 3
同	株式会社ク ラスター・メ ディカル	戸塚区川上 町87番地の 4	とまと訪問看 護リハビリス テーション泉 岡津	泉区岡津町19 4番地

同	株式会社モリモリ	保土ヶ谷区 境木町 114 番地の 1	みんなの訪問 看護リハビリ ステーション 瀬谷	瀬谷区三ツ境 21 番地
---	----------	---------------------------	----------------------------------	-----------------

## 横浜市告示第7号

## 生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

指定年月 日	氏名	名称	所在地
令和8年 1月1日	藤根忠広	訪問はりきゅう マッサージメッ ク治療院	中区日ノ出町1丁 目76番地の1
同	立原翔	開設なし	保土ヶ谷区法泉二 丁目26番23号
同	斎藤優子	優々鍼灸マッサ ージ治療院	旭区上川井町178 番地の4
同	脇ふさ子	同	同
同	廣瀬竣大	訪問マッサージ はりきゅうあん 寿横浜旭	旭区さちが丘128 番地の14
同	首藤貴士	開設なし	磯子区田中二丁目 11番2号
同	高田千恵	訪問マッサージ ヒューマンライ フケア横浜北	都筑区北山田一丁 目2番1号

## 横浜市告示第8号

## 生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があつた。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

## 診療所又は薬局

変更年月 日	名 称	所在 地
令和3年 7月1日	(新) 医療法人社団愛友会花クリニック	金沢区谷津町384番地
	(旧) 花クリニック	
令和7年 9月1日	(新) おおぎやクリニック	青葉区藤が丘一丁目28番 地の7
	(旧) おおぎや整形外科	

## 横浜市告示第9号

## 生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

変更年月 日	氏名	名称	所在地
令和7年 9月1日	栗原功	(新) はり・きゅう ・マッサージみ どりの風	(新) 都筑区川和町 1,471番地
		(旧) 訪問鍼灸マッ サージK E i R O W 横浜青葉ス テーション	(旧) 青葉区市ヶ尾 町 1,173番地の 16
令和7年 11月1日	船越亨典	(新) 鍼灸治療院新 氣堂	(新) 神奈川区七島 町 143番地
		(旧) 訪問はりきゅ う K E i R O W 横浜旭ステーシ ョン	(旧) 旭区南希望が 丘 58番地の9
令和7年 11月17日	脇ふさ子	(新) 優々鍼灸マッ サージ治療院	(新) 旭区上川井町 178番地の4
		(旧) レイス治療院 横浜金沢	(旧) 金沢区能見台 通3番6号
令和7年 12月1日	首藤貴士	開設なし	(新) 磯子区田中二 丁目11番2号
			(旧) 磯子区西町11 番8号

横浜市告示第10号

生活保護法に基づく指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

休止年月日	名称	所在地
令和7年10月1日	西公園歯科診療所	磯子区洋光台三丁目 9番22号

## 横浜市告示第11号

## 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があつた。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

## 1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和7年8月31日	医療法人在宅診良会 横浜ホームクリニック	都筑区牛久保東一丁目32番26号
令和7年10月9日	吉岡脳外科外科診療所	瀬谷区橋戸三丁目63番地の1
令和7年10月30日	橋本消化器内科クリニック	港南区上大岡東二丁目7番17号
令和7年10月31日	石井産婦人科医院	西区久保町19番27号
同	小笹医院	中区末吉町3丁目56番地の5
同	ひこうきぐもの薬局	保土ヶ谷区釜台町41番7号
同	渡部内科医院	金沢区大道一丁目29番1号
同	綱島駅前歯科医院	港北区綱島西一丁目6番16号
同	ほりぐち歯科医院	青葉区青葉台一丁目7番地の1
同	緑園こどもクリニック	泉区緑園二丁目1番地の6
令和7年11月1日	アブリ薬局中川店	都筑区中川一丁目21番3号
令和7年11月29日	森田歯科医院	瀬谷区瀬谷二丁目52番地の8

令和7年11月30日	医療法人社団あおい 会 杉本クリニック	都筑区中川中央一丁 目30番1号
令和7年12月28日	宮田整形外科	南区別所三丁目8番 3号

## 2 訪問看護事業者

廃止年 月日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和7 年10月 31日	ジェイマッ トジャパン 合同会社	千葉県八千 代市緑が丘 西5丁目11 番地の5	Lips訪問 看護ステーシ ョン保土ヶ谷	保土ヶ谷区坂 本町106番地 の1
令和7 年12月 31日	一般社団法 人メンタル さぽーと協 会	東京都八王 子市大横町 1番9号	プライマリー 訪問看護ステ ーション横浜	港北区新横浜 一丁目27番地 の12
同	有限会社た くみケアサ ービス	平塚市虹ヶ 浜24番地の 25	つるかめ訪問 看護ステーシ ョン三保	緑区三保町2,0 69番地の1

横浜市告示第12号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

廃止年月 日	氏名	名称	所在地
令和7年 8月31日	中丸一洋	なかまる東洋整骨院	神奈川区西神奈川 三丁目9番地の6

横浜市告示第13号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定廃止の取消し

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき指定廃止した次の指定医療機関の指定廃止を取り消した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	名称	現在地	取消年月日
令和7年8月 31日	星川内科クリ ニック	保土ヶ谷区星 川二丁目4番 1号	令和7年8月 31日

横浜市告示第14号

保存すべき樹木の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）  
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき樹木として、次の樹木を  
指定した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

指定樹木	指定年月日
緑区十日市場町 880番地の4内のケヤキ	
金沢区朝比奈町 578番地内のヒノキ	令和7年10月21日
瀬谷区三ツ境 65番地内のクスノキ	

## 横浜市告示第15号

## 公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならぬ区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

排水施設の方式	下水を公共下水道に流入させなければならない区域	供用開始年月日
合流式	鶴見区梶山二丁目の一部	令和8年 1月23日
分流式	港南区日野中央二丁目の一部 旭区四季美台、都岡町及び西川島町の各一部 港北区日吉本町六丁目の一部 緑区鴨居五丁目及び西八朔町の各一部 泉区中田西四丁目の一部 瀬谷区本郷一丁目の一部	

## 横浜市告示第16号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号	鶴見区梶山二丁目の一部 港北区日吉本町六丁目の一部	令和8年1月23日
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	神奈川区千若町1丁目1番地	旭区西川島町の一部	
横浜市下水道河川局金沢水再生センター	金沢区幸浦一丁目17番地	港南区日野中央二丁目の一部	
横浜市下水道河川局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	緑区鴨居五丁目の一 部	
横浜市下水道河川局都筑水再生センター	都筑区佐江戸25番地	旭区四季美台及び都岡町の各一部 緑区西八朔町の一部	
横浜市下水道河川局西部水再生センター	戸塚区東俣野町231番地	泉区中田西四丁目の一部 瀬谷区本郷一丁目の一部	

横浜市告示第17号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成17年2月横浜市告示第56号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

同表に次のように加える

横浜市建築基準法施行細則	第7条の2の2	令和8年1月23日	定期報告対象特定建築物等の休止等に関する届出等
--------------	---------	-----------	-------------------------

## 横浜市告示第18号

## 市道路線の認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、次のように市道路線を認定する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

路線名	起終点
東寺尾 第465号線	鶴見区岸谷三丁目 1,649番の3地先 同 区鶴見一丁目2番の1地先
東寺尾 第466号線	鶴見区岸谷三丁目 1,620番の1地先 同 区同 1,613番の1地先
東寺尾 第467号線	鶴見区鶴見一丁目 1,408番の1地先 同 区岸谷四丁目 1,412番の1地先
三ツ沢 第402号線	西区岡野二丁目17番の1地先 同 区同 16番の2地先
長津田 第408号線	緑区長津田町 2,340番の2地先 同 区同 町 2,299番の1地先
平戸 第537号線	戸塚区平戸五丁目 940番の20地先 同 区同 同 番の36地先

横浜市告示第19号  
市道路線の廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次のように市道路線を廃止する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

路線名	起終点
下末吉 第183号線	鶴見区北寺尾三丁目 1,356番の10地先 同区同 1,355番の2地先
下末吉 第184号線	鶴見区北寺尾三丁目 1,276番の46地先 同区同 1,356番の5地先
羽沢 第234号線	神奈川区羽沢南三丁目 381番の1地先 同区同 400番の3地先
井土ヶ谷 第238号線	南区六ツ川一丁目 37番の7地先 同区同 113番の1地先
上大岡 第93号線	磯子区岡村五丁目 1,053番の5地内 同区同 同番の4地内
大倉山 第347号線	港北区菊名五丁目 611番の4地先 同区同 615番の17地先
長津田 第268号線	緑区長津田町 2,330番の1地先
長津田 第270号線	緑区長津田町 2,343番の8地先 同区同町 2,330番の1地先
長津田 第272号線	緑区長津田町 2,340番の3地先 同区同町 2,343番の2地先
大場町 第173号線	青葉区鉄町 1,162番の1地先 同区同町 1,160番地先
平戸	戸塚区上柏尾町 583番の1地内

第 423 号線	同 区 同 町 142 番 の 3 地 先
舞岡 第 413 号線	戸塚区南舞岡一丁目 2,325 番の 173 地内 同 区 同 2,397 番の 1 地先
和泉町 第 317 号線	泉区和泉町 3,200 番の 1 地先 同 区 同 町 3,197 番の 1 地先
和泉町 第 454 号線	泉区中田西三丁目 2,795 番の 28 地先 同 区 同 801 番の 1 地先
中田 第 240 号線	泉区中田西一丁目 806 番の 3 地先 同 区 中田西三丁目 804 番の 2 地先

## 横浜市告示第20号

## 市道区域の決定及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

## 1 道路区域の決定及び供用開始の期日

令和8年1月23日

## 2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
東寺尾 第465号線	鶴見区岸谷三丁目1,649番の3地 先から 同区鶴見一丁目2番の1地先まで	m 4.50 ないし 8.00	m 140.79
東寺尾 第466号線	鶴見区岸谷三丁目1,620番の1地 先から 同区同 1,613番の1地 先まで	6.00 ないし 7.28	87.32
東寺尾 第467号線	鶴見区鶴見一丁目1,408番の1地 先から 同区岸谷四丁目1,412番の1地 先まで	4.50 ないし 14.79	73.67
三ツ沢 第402号線	西区岡野二丁目17番の1地先から 同区同 16番の2地先まで	4.00	36.43
長津田 第408号線	緑区長津田町2,340番の2地先から 同区同 町2,299番の1地先まで	3.00 ないし 5.96	115.04
平戸 第537号線	戸塚区平戸五丁目940番の20地先 から 同区同 同番の36地先 まで	3.75 ないし 21.98	102.67

## 横浜市告示第21号

## 県道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和8年1月23日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
横浜生田	旧	港北区新羽町565番の1 地先から 同区同町990番地先 まで	7.27 ないし 11.64	m 28.27
	新	同	8.42 ないし 12.26	同
阿久和鎌倉	旧	泉区和泉中央南一丁目2, 811番の7地先から 同区中田西三丁目800番 の4地先まで	8.60 ないし 15.80	360.73
	新	同	11.39 ないし 15.39	同

横浜市告示第22号  
県道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和8年1月23日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
大船停車場 矢部	旧	栄区笠間二丁目 838番の 1地先から 同区笠間一丁目 845番の 2地内まで	m 14.22 ないし 27.17	m 39.94
	新	同	m 16.13 ないし 29.00	同

## 横浜市告示第23号

## 市道区域の変更及び供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、及びその供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更及び供用開始の期日

令和8年1月23日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
下末吉 第4号線	旧	鶴見区北寺尾三丁目 1,337番 地先から 同 区同 1,276番 の7地先まで	m 3.66 ないし 4.63	m 207.77
	新	同	4.04 ないし 5.65	同
東寺尾 第431号線	旧	鶴見区岸谷四丁目 1,412番の 1地先	15.70 ないし 15.75	33.53
	新	同	18.14 ないし 18.18	同
山下町 第298号線	旧	中区山手町1番の5地先	7.25 ないし 7.34	5.92
	新	同	7.28 ないし 7.34	同
	旧	港南区上大岡東一丁目 1,806番の3地先から 同 区同 1,168番の1地先まで	4.14 ないし 5.50	11.56

上大岡 第244号線	新	同	5.50	同
	旧	港南区上大岡東一丁目 1,168 番の60地先から 同区同 番の49地先まで	4.00 ないし 4.04	8.01
	新	同	5.50	同
上大岡 第375号線	旧	港南区上大岡東一丁目 1,806 番の3地先から 同区同 番の66地先まで	1.86 ないし 2.03	43.16
	新	同	5.50	70.59
上大岡 第384号線	旧	港南区上大岡東一丁目 1,804 番の7地先から 同区同 の1地先まで	2.79 ないし 3.16	36.03
	新	同	3.65 ないし 4.82	同
希望が丘 第26号線	旧	旭区中希望が丘 165番の1地 先から 同区同 先まで	1.89 ないし 2.03	16.29
	新	同	3.20 ないし 3.27	同
高田 第73号線	旧	港北区日吉本町六丁目 318番 地先から 同区同 番の3地先まで	6.23 ないし 6.30	8.71
	新	同	6.86 ないし 6.91	同

綱島 第48号線	旧	港北区綱島東五丁目 1,094 番の15地先から 同 区 同 1,163 番地先まで	4.84	25.83
	新	同	5.44 ないし 6.07	同
川向 第182号線	旧	港北区新羽町 565 番の1地先から 同 区 同 町 636 番地先まで	4.97 ないし 4.98	29.48
	新	同	6.12 ないし 6.35	同
大倉山 第346号線	旧	港北区菊名五丁目 613 番の1地先から 同 区 同 612 番地先まで	2.70 ないし 2.87	31.32
	新	同	4.50 ないし 4.53	同
東本郷 第209号線	旧	港北区小机町 224 番の1地先から 同 区 同 町 401 番の2地先まで	2.75 ないし 5.22	6.43
	新	同	3.50 ないし 5.22	同
東本郷 第225号線	旧	港北区小机町 240 番の3地先から 同 区 同 町 224 番の1地先まで	1.92 ないし 3.05	28.76
	新	同	4.50 ないし 7.00	同
菊名	旧	港北区富士塚一丁目 2,017 番の12地先から 同 区 同 2,021 番の1地先まで	2.81 ないし 2.85	22.93

第 302 号 線	新	同	4.51	同
東 山 田 第 312 号 線	旧	都筑区東山田町 672 番の 1 地 先から 同 区 同 町 360 番の 1 地 先まで	4.42 ないし 4.47	30.36
	新	同	4.50	同
池 辺 第 158 号 線	旧	都筑区川和町 2,165 番の 14 地 先	1.85 ないし 5.11	29.42
	新	同	3.18 ないし 5.11	同
池 辺 第 404 号 線	旧	都筑区池辺町 1,036 番の 1 地 先	10.34	5.34
	新	同	同	同
茅ヶ崎 第 300 号 線	旧	都筑区池辺町 2,102 番の 12 地 先から 同 区 同 町 2,088 番の 4 地 先まで	2.80 ないし 3.55	17.00
	新	同	5.08 ないし 5.11	同
茅ヶ崎 第 318 号 線	旧	都筑区池辺町 2,102 番の 9 地 先から 同 区 同 町 2,117 番の 8 地 先まで	5.06 ないし 7.98	13.81
	新	同	5.06 ないし 9.50	同
	旧	戸塚区品濃町 740 番の 13 地 先 から	82.80 ないし 82.84	43.56

品濃 第185号線		同 区 同 町 537 番 の 1 地 先 ま で		
	新	同	90.54 な い し 91.30	同
平戸 第231号線	旧	戸塚区平戸五丁目 960 番 の 30 地 先	2.79 な い し 2.94	23.97
	新	同	4.63 な い し 6.71	同
矢部 第520号線	旧	戸塚区吉田町 306 番 地 先 か ら 同 区 同 町 1,545 番 の 23 地 先 ま で	6.78 な い し 46.56	267.78
	新	同	9.00 な い し 48.53	同
汲沢 第124号線	旧	戸塚区汲沢五丁目 1,751 番 の 22 地 先 か ら 同 区 同 1,740 番 の 3 地 先 ま で	4.08 な い し 4.52	18.84
	新	同	4.52	同
戸塚 第73号線	旧	戸塚区吉田町 1,511 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 1,406 番 の 1 地 先 ま で	1.87 な い し 4.25	115.72
	新	同	3.20 な い し 5.50	112.34
戸塚 第80号線	旧	戸塚区吉田町 1,482 番 の 1 地 先 か ら 同 区 同 町 1,489 番 の 2 地 先 ま で	6.10 な い し 8.56	101.84
	新	同	9.14 な い し 10.84	同

深谷 第 338 号線	旧	戸塚区戸塚町 1,504 番の 22 地 先から 同 区 同 町 1,494 番の 16 地 先まで	2.73 ないし 3.55	22.67
	新	同	4.51	同
和泉町 第 449 号線	旧	泉区和泉中央南一丁目 2,795 番の 16 地先から 同 区 同 同 番の 4 地先まで	8.40 ないし 10.00	32.16
	新	同	8.39 ないし 10.04	同
中田 第 240 号線	旧	泉区中田西一丁目 806 番の 6 地先から 同 区 中田西三丁目 804 番の 6 地先まで	7.00 ないし 8.30	28.51
	新	同	8.23 ないし 14.10	同
五貫目 第 17 号線	旧	瀬谷区五貫目町 25 番の 28 地先 から 同 区 同 町 同 番の 82 地先 まで	1.88	4.00
	新	同	2.52	同
上瀬谷 第 123 号線	旧	瀬谷区相沢五丁目 8 番の 5 地 先から 同 区 同 23 番の 3 地 先まで	3.14 ないし 3.17	6.50
	新	同	4.50	同
東希望が丘 第 224 号線	旧	瀬谷区阿久和東一丁目 50 番の 11 地先から 旭区中希望が丘 165 番の 1 地 先まで	4.60 ないし 4.66	26.20

新	同	6. 05 な い し 6. 10	同
---	---	-------------------------	---

横浜市告示第24号  
市道区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 道路区域の変更の期日

令和8年1月23日

2 路線名及び道路の区域

路線名	旧・新の別	区間	幅員	延長
名瀬 第46号線	旧	戸塚区川上町8番の20地 先から 同区品濃町740番の20 地先まで	119.74 ないし 128.63	m m 7.00
	新	同	19.31 ないし 28.20	同
宮沢 第82号線	旧	泉区和泉町7,534番の1 地先から 同区同町7,540番の3 地先まで	8.30 ないし 8.41	17.30
	新	同	6.53 ないし 6.57	同

横浜市告示第25号

横浜市埋立事業公金収納取扱金融機関の指定の一部改正

横浜市埋立事業公金収納取扱金融機関の指定（昭和39年4月横浜市告示第55号）の一部を次のように改正し、令和8年2月1日から施行する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

表中

「

株式会社三井住友銀行	横浜支店
スルガ銀行株式会社	横浜支店
株式会社みずほ銀行	横浜支店

」

を

「

株式会社三井住友銀行	横浜支店
株式会社みずほ銀行	横浜支店

」

に改める。

## 横浜市告示第26号

令和7年度港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定

横浜市港湾環境整備負担金条例（昭和55年3月横浜市条例第8号）第4条第1項に規定する負担対象工事として、次のとおり指定する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

工事の種類	工事の名称	工事が実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	負担の割合	負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積等の合計
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	緑地の改良の建設計画	大黒ふ頭地区 内港地区 金沢地区		円 342,279,500	臨港地区	1 / 8 1 / 16	m <sup>2</sup> 27,375,221.90
港湾環境の維持管理	緑地の維持管理	大黒ふ頭地区 山下ふ頭地区	令和	円			m <sup>2</sup>

整備施設の維持の工事	持の工事	本牧ふ頭地区 金沢地区 鶴見地区 磯子地区 内港地区	7年 3月 月 31日 日まで	314,588,733	臨港地区	1 / 2	27,005,305.71	
						1 / 8 1 / 16		
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	海面清掃	横浜港港湾区域内		円 154,308,082	臨港地区 及び 港湾区域	1 / 2	28,284,154.45	m <sup>2</sup>

## 公 告

## 横浜市公告第35号

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

B A S E G A T E 横浜関内

中区港町1丁目1番地

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井不動産株式会社

代表取締役 植田俊

東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号

ほか6者

## (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定	株式会社マルエツ 代表取締役 本間正治 東京都豊島区東池袋 5丁目51番12号 ほか7者

## (4) 変更の年月日

令和7年12月25日

## (5) 変更した理由

小売業者が確定したため

## 2 届出年月日

令和7年12月25日

3 縦 覧 場 所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

## 横浜市公告第36号

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

菊名駅ビル

港北区菊名七丁目1番1号

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社

代表取締役 堀江正博

東京都渋谷区南平台町5番6号

ほか1者

## (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名	東急株式会社	東急株式会社
又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 高橋和夫 東京都渋谷区南平台町5番6号 ほか1者	代表取締役 堀江正博 東京都渋谷区南平台町5番6号 ほか1者

## (4) 変更の年月日

令和5年6月29日

## (5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

## 2 届出年月日

令和7年12月26日

## 3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

## 横浜市公告第37号

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターコーナン港北センター南店  
都筑区茅ヶ崎中央53番1号

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社  
代表取締役 久井大樹

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

## (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社メガスポート 代表取締役 中嶋築人 東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番4号 ほか6者	株式会社メガスポート 代表取締役 三浦隆司 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地の1 ほか6者

## (4) 変更の年月日

令和6年3月14日ほか

## (5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

## 2 届出年月日

令和8年1月6日

## 3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

## 横浜市公告第38号

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

B A S E G A T E 横浜関内  
中区港町1丁目1番地

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井不動産株式会社  
代表取締役 植田俊  
東京都中央区日本橋室町2丁目1番1号  
ほか6者

## (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後11時

## (4) 変更する年月日

令和7年12月26日

## (5) 変更する理由

営業計画変更のため

## 2 届出年月日

令和7年12月25日

## 3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

## 横浜市公告第39号

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

菊名駅ビル

港北区菊名七丁目1番1号

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東急株式会社

代表取締役 堀江正博

東京都渋谷区南平台町5番6号

ほか1者

## (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 14台	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 14台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 33台	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 33台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり

	面 積 り 40.2 m <sup>2</sup>	面 積 り 40.23 m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付 図面(変更前) 記載のとおり 容量 26 m <sup>3</sup>	位置 届出書の添付 図面(変更後) 記載のとおり 容量 20.11 m <sup>3</sup>

(添付図面は省略)

(4) 変更する年月日

令和8年8月27日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため

2 届出年月日

令和7年12月26日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第40号

横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者の指定  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市生活自立支援施設はまかぜの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
泉区和泉町 6,181番地 の2	社会福祉法人神奈川 県匡済会 理事長 三上 章彦	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

横浜市公 告 第 41 号

横浜市寿生活館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市寿生活館の指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区寿町4丁目14番地	公益財団法人横浜市寿町健康福祉交流協会 理事長 豊澤 隆弘	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

## 横浜市公告第42号

## 公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
泉が丘公園	泉区和泉が丘三丁目6番	別図のとおり 2,458 m <sup>2</sup> のうち 1,329 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和8年1月23日から 令和8年8月13日まで
中田町第四公園	泉区中田南四丁目46番	別図のとおり 720 m <sup>2</sup>	立入禁止	令和8年1月23日から 令和8年8月13日まで

別図（省略）

横浜市公 告 第 43 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年 11月1日	30533	株式会社匠龍工業	岡崎祐樹	(新)藤沢市善行坂2 丁目7番6号 (旧)藤沢市用田208 番地の2

横浜市公 告 第 44 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
30322	佐藤設備	川崎市麻生区白鳥1 丁目19番15号	令和8年1月5日

横浜市公 告 第 45 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づき、市ヶ尾町B地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧期間

令和8年1月23日から令和8年2月24日まで

2 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局建築指導部建築企画課

3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

4 公開による意見の聴取の期日

令和8年3月18日午前9時00分

5 公開による意見の聴取の場所

青葉区市ヶ尾町31番地の4

青葉区役所4階406会議室

横浜市公 告 第 46 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定に基づき、吹上東急住宅建築協定の認可申請があつたので、次のとおり、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 縦覧期間

令和8年1月23日から令和8年2月24日まで

2 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局建築指導部建築企画課

3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

4 公開による意見の聴取の期日

令和8年3月9日午後4時00分

5 公開による意見の聴取の場所

戸塚区原宿三丁目31番地の4

吹上東急住宅自治会館

横浜市公告第47号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地  
の取消し

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づく一定の複数建築物の認定の取消しについて次のとおり公告する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

取消年月日	取消番号	対象区域	申請者
令和8年1月 14日	第1193号	港南区港南四丁 目534番の1の 一部、534番の 11	横浜刑務所長 倉田克己

横浜市公告第48号

総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地  
内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づく  
総合的見地からした設計による同一敷地内建築物の位置及び構造  
の認定に係る一定の一団の土地の区域について、次のとおり公告する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

認定年月日	認定番号	一定の一団の土地 の区域	申請者
令和8年1 月14日	第1194号	港南区港南四丁目5 34番の1の一部	横浜刑務所長 倉田克己

横浜市公 告 第 49 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号  
令和5年3月2日第2022開1720号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神奈川区栄町8番地の1  
桜台団地マンション建替組合  
理事長 鈴木 実
- 3 開発区域に含まれる地域の名称  
青葉区桜台41番の1及び41番の2

横浜市公 告 第 50 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年8月20日第2024開1709号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市宮前区有馬1丁目23番12号

神奈川グランディハウス株式会社

代表取締役 大竹順一

3 開発区域に含まれる地域の名称

青葉区大場町395番の26及び395番の77から395番の82まで

横浜市公 告 第 51 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年1月21日第2024開1719号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都杉並区宮前1丁目15番13号

株式会社ホーク・ワン

代表取締役 大島健人

3 開発区域に含まれる地域の名称

青葉区あざみ野四丁目17番の8及び17番の79から17番の92まで

横浜市公 告 第 52 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年3月21日第2024開1317号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

戸塚区矢部町1番地の29

株式会社横浜建物

代表取締役 小林東太郎

3 開発区域に含まれる地域の名称

戸塚区平戸二丁目1,604番の1、1,604番の9の一部、1,604番の11の一部及び1,604番の25の一部

横浜市公 告 第 53 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年6月19日第2025開1801号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町4丁目26番3号

株式会社東栄住宅

代表取締役 佐藤千尋

3 開発区域に含まれる地域の名称

都筑区加賀原一丁目17番の8及び17番の20から17番の26まで

横浜市公 告 第 54 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年9月18日第2025開1110号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号

三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役 嘉村 徹

3 開発区域に含まれる地域の名称

港北区大豆戸町632番の1、633番、634番の1及び634番の

2

横浜市公 告 第 55 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年9月25日第2025開1109号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号

三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役 嘉村 徹

3 開発区域に含まれる地域の名称

港北区大豆戸町619番の1及び619番の3

横浜市公 告 第 56 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号  
第2025・12・5号
- 2 指定年月日  
令和8年1月13日
- 3 道路の幅員  
4.50m
- 4 道路の延長  
36.01m
- 5 指定の場所  
緑区寺山町545番の4
- 6 申請者の氏名  
株式会社ホームランド  
代表取締役 小野洋一郎

横浜市公 告 第 57 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 廃止年月日

令和7年1月13日

2 廃止する道路の幅員

4.00 m

3 廃止する道路の延長

21.45 m

4 廃止の場所

瀬谷区阿久和南二丁目5番の2の一部、5番の3の一部及び5番の10

横浜市公 告 第 58 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

1 廃止年月日

令和8年1月8日

2 廃止部分の道路の幅員

4.00 m

3 廃止部分の道路の延長

10.83 m

4 廃止の場所

青葉区恩田町 963番の一部

## 横浜市公告第59号

## 横浜港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、横浜港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和8年1月23日

横浜港港湾管理者 横浜市  
代表者  
横浜市長 山中竹春

## 1 港湾計画の変更の概要

平成26年12月15日横浜市公告第915号によりその概要を公告した横浜港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

## (1) 専用埠頭計画

## 専用岸壁（廃止）

地区名	水深 (メートル)	バース数
鶴見地区	6.4	ドルフィン1バース

## (2) 土地利用計画

## 土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
本牧ふ頭地区	267	埠頭用地
	6	港湾関連用地
	13	交通機能用地
	6	緑地

## (3) 効率的な運営を特に促進する区域

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	名称	埠頭用地面積 (ヘクタール)
本牧ふ頭地区	10	2	400	HB2, 3	267
	16	2	700	HBC1, 2	
	13	3	900	HC1～3	
	7.5	1	240	HCD1	
	14	1	500	HD1	
	16	2	700	HD4, 5	

## 2 港湾計画の縦覧の場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市港湾局政策調整部政策調整課

---

達

---

達第1号

府中一般

横浜市中央卸売市場食品衛生検査所規程及び横浜市食肉衛生検査所処務規程の一部を次のように改正する。

令和8年1月23日

横浜市長 山中竹春

次に掲げる達の規定中「200,000円」を「300,000円」に改める

- 。
- (1) 横浜市中央卸売市場食品衛生検査所規程（昭和45年9月達第34号）第6条第1項第7号
  - (2) 横浜市食肉衛生検査所処務規程（昭和37年3月達第2号）第3条第1項第10号

附 則

この達は、公布の日から施行する。

---

区公告

---

港南区公告第7号（令和8年1月7日掲示済）

横浜市港南公会堂の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市港南公会堂の指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年1月7日

横浜市港南区長 栗原敏也

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
横浜市中区山下町 1番地シルクセン タ一内	株式会社清光社 代表取締役 鈴木 真	令和8年4月1日 から令和13年3月 31日まで

旭区公告第6号（令和8年1月15日掲示済）

横浜市都岡小コミュニティハウスの指定管理者の指定  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市都岡小コミュニティハウスの指定管理者として、次の者を指定した。

令和8年1月15日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
旭区二俣川2丁目22番地	一般社団法人あさひ区民利用施設協会 理事長 林 重 克	横浜市都岡小コミュニティハウスの供用開始の日から令和13年3月31日まで

## 中区公告第4号

土地収用法に基づく裁決申請書及び明渡裁決申立書等の  
縦覧

次の起業者から神奈川県収用委員会に対し、令和7年12月15日付  
けで土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第  
39条第1項の規定による裁決の申請及び法第47条の2第3項の規定  
による明渡裁決の申立てがあり、同委員会から法第40条第1項の裁  
決申請書及びその添付書類の写し並びに法第47条の3第1項の書類  
の写しの送付があったので、法第42条第2項及び第47条の4第2項  
の規定により次のとおり公告する。

なお、上記の書類は、法第42条第2項及び第47条の4第2項の規定  
により縦覧に供しており、土地所有者及び関係人は縦覧期間内に  
、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用  
委員会の審理が終わるまでに、神奈川県収用委員会に意見書を提出  
することができる。

令和8年1月23日

横浜市中区長 永井由香

## 1 起業者の名称及び住所

横浜高速鉄道株式会社  
中区元町1丁目11番地

## 2 事業の種類

みなとみらい21線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業

## 3 使用しようとする土地の所在、地番及び地目

所 在	地 番	地 目	
		登 記 簿	現 況
中区山手町	184番の62	宅地	宅地

## 4 縦覧場所

中区日本大通35番地  
横浜市中区役所総務部区政推進課

## 5 縦覧の期間

令和8年1月23日から令和8年2月6日まで（日曜日、土曜日  
及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す  
る休日を除く午前8時45分から午後5時15分まで）